

カワサキノコト 川崎市市勢要覧 2027
制作業務委託 仕様書

令和 8 年 8 月

総務企画局シティプロモーション推進室

1 件名

カワサキノコト 川崎市市勢要覧 2027 制作業務委託

2 目的

「カワサキノコト 川崎市市勢要覧 2027」（以下「本誌」という。）は、川崎を彩る多彩な魅力を紹介するほか市の基礎データも収録し、市民のシビックプライドを醸成することを目的として無償配布している広報誌である。本委託業務は、本誌の制作を行うものである。

3 発行形態

- (1) タイトル カワサキノコト 川崎市市勢要覧 2027
- (2) ターゲット 市民、本市のことを深く知りたい方
- (3) 発行部数 20,000 部発行予定（印刷は、本業務には含まれない。）
- (4) 発行時期 令和 9 年 4 月発行予定
- (5) 判型 A4 判・全ページカラー
- (6) ページ数 44 ページ（本編 42 ページ、広告 2 ページ）
- (7) デザイン 行政資料としての固いイメージを払拭し、読みやすく親しみやすい誌面とする。また、インパクトのある写真で読者を引き付けつつ、テキスト量を抑えることで余白を多用し、誌面に一定の余裕感を出し、見やすさを重視する。表紙は思わず手に取りたくなるようなデザインとし、中面は落ち着いた色味やフォントを使用することで、清潔感のあるデザインとする。

4 業務内容及び委託条件

受託者は、本誌の制作に際して次の条件で業務を行う。

(1) 制作業務

ア 編集・デザイン

企画提案、関係先の取材、文章作成、写真撮影、イラスト（地図・表・グラフ等を含む。）作成等一連の編集業務及びレイアウト・デザイン制作業務を行うこと。

(ア) 受託者は、テーマ、デザイン、スケジュール等について事前に本市と打ち合わせを行い、工程表を作成し、進行管理を適切に行うこと。

(イ) 別添「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」の内容に配慮して制作を行うこと。

(ウ) 別添「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」に留意し、男女平等の視点を持って制作に当たること。また、性別に限らず、あらゆる差別的表現、構成とならないよう、十分注意すること。

(エ) 取材、写真撮影等については、関係者へ受託者がアポイントを取るなどのスケジュール管理を行うこと。また、制作に必要な資料や画像データ等の情報収集を行うこと。

(オ) 本市の編集方針に変更が生じた場合には、双方の協議の上対応すること。

(カ) 業務に伴う機材、交通費、取材費、有償素材の使用料等制作にかかる全ての費用は、受託者の負担とする。

(キ) インターネットでの閲覧が容易になるデジタル（電子）ブック形式のデータ（必要経費含む）を制作すること。

イ 校正

状況に応じて、5 回以上の校正に対応すること（受託者による誤りを訂正するだけでなく、誤字、脱字、日時・曜日の誤り及び事実関係に照らした誤り等、明らかに不適当な箇所があった場合は、本市に指摘することを含む。）。受託者は、本市から指定された日時までに校正原稿を完成させ、PDF データを E メール等で本市と本市が指定する各記事の校正先へ送付すること。校正戻しについては、状況に応じて受託者が E メール又は市役所内で直接、校正指示を書き入れた校正紙を受け取り、校正指示を受けること。全誌面をおおむね令和 9 年 2 月下旬までに校了すること。

ウ 納品

受託者は、校了後すみやかに完成原稿を本市及び本市が指定する印刷業者へ納品すること。なお、完成原稿は、PDF ファイル、画像ファイル（JPEG 形式）、レイアウト原稿データ（イラストレータ形式又はインデザイン形式）、デジタル（電子）ブック形式のデータを含むものとする。本市への納品方法は E メール等、又は CD、DVD によるものとする。なお、印刷業者への納品に当たっては、ファイル形式等について、事前に本市及び印刷業者と十分な調整を行うこと。また、原稿については令和 9 年度以降も修正ができるような形式としつつ、各印刷業者が広範にわたって増刷業務に参加できるよう、使用するフォントや納品データの状態に注意すること。

エ 色校正

本市と受託者双方が、印刷されたものの色調、文字化け、汚れ等をチェックし、確認後校了すること。なお、修正が必要な場合は、原則として受託者の作業として速やかに修正を行い、本市が問題ないことを確認した後、本市及び印刷業者に再納品すること。

オ 完成原稿の修正

受託者は、納品後、本市から完成原稿の校正指示を受けた場合には、速やかに原稿を修正し、再度、完成原稿を本市及び印刷業者へ納品すること。

(2) 広告掲載業務

「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」を遵守の上、広告主を募集し、別途指定するページ（表 2、表 3）に広告原稿を作成すること。広告主及び広告内容については、本市においても審査を行うものとする。また、広告主から得た広告料収入のうち、募集・作成等の広告制作にかかる経費を差し引いた金額を市に納付すること。なお、納付額は 20 万円以上（税抜）とする。

5 掲載内容

(1) 全体コンセプト

「川崎のみどり」を本誌の全体コンセプトとする。

令和 8 年 3 月に策定した「川崎市みどりの将来像」では、「緑のつながり」、「人のつながり」、「みどりを活かしたまちづくり」の 3 つの柱が成長することにより、ウェルビーイング（心身の充実）やコミュニティ・賑わい、産業発展など、生活の質・地域価値の向上を図るとともに、ネット・ゼロ（炭素中立）やネイチャーポジティブ（自然再興）、気候変動対応など、地域・地球環境課題の解決につなげることで、「人と自然が共生する幸福な社会」の実現を目指している。

今回は、こうした市の姿勢を伝え、これからの川崎に対して期待感を抱いてもらうことを目指した冊子とすること。

また、川崎の多彩な魅力や基礎データ等を各区の特徴を踏まえて紹介し、更に、取

り上げる内容に関わる人物や団体等の思いを深掘りすることで、読者の関心を高め、これからも川崎に住み続けたいと思われるように工夫して編集すること。

なお、冊子の作成にあたっては、別添「川崎市みどりの将来像」の内容を考慮して行うこと。

(2) 表紙

思わず手に取りたくなるような魅力あふれる、かつインパクトのあるデザインとすること。

(3) 特集

市内のみどりに関わってきた市民、団体、企業等の取組を紹介する企画とすること。みどりに対する思いや活動の背景を紹介し、読者に共感や期待感を抱いてもらうとともに、地域活動への参加や関心につながる内容とすること。

なお、取り上げる内容やインタビューする対象者等は、受託者が候補を複数提案した上で、本市と協議し決定する。

(4) 市長企画

特集テーマと連動させた、市長をメインにした企画とすること。

(5) 市の魅力紹介

市の文化・芸術施設、自然、観光資源、トレンド等、川崎の溢れる魅力を紹介すること。調べれば分かるような既存の写真とデータを並べるのではなく、市民でも気付きにくい川崎の新たな魅力を発見できるような、感性に訴える写真をメインに構成し、広く市の魅力をアピールできる内容とすること。

(6) 市勢要覧

本市の基本施策や各区のプロフィール、統計情報等をまとめたデータ集。データや写真等は本市から提供したものを使用すること。

(7) その他

ア これらの内容を踏まえ、受託者は独自の企画・提案を行うとともに、最終的な掲載内容は、本市と協議の上決定する。

イ 新たに写真を撮り下ろす場合も想定されるため、そのために必要な撮影費等（著名人を撮影する場合は、加えてヘアメイク等の必要経費を含む。）も見込むこと。

ウ 使用する挿絵のイラストレーターについては、本市の提示する画風に適した人物を本市と協議の上起用すること。

エ 掲載内容の一部は川崎市シティプロモーションサイト「Colors,」（<https://promotion.city.kawasaki.jp/>）と連動することも想定しているため、それを踏まえた企画・提案を行うこと。

オ 令和9年4月の発行時点で陳腐化しない内容の企画・提案を行うこと。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

7 報告

受託者は、本業務を遅滞なく履行し、業務完了後5日以内に完了報告を行い、検査を受けること。なお、報告は書面により行う。

業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

8 その他遵守事項

- (1) 事業の成果物（掲載写真、デザイン、イラスト、地図等を含む）の著作権・版權等の権利は、全て本市に帰属するものとする。また、本市はこれらの全てについて二次利用する権利を有するものとし、制作物の意匠を改変して使用することができる。
- (2) 事業の成果物や業務を遂行するために本市から提供された資料等を、本市の許可なく第三者へ提供及び受託業務以外の目的へ使用をしてはならない。
- (3) 業務の履行に際して入手したデータの管理にあつては、著作権を侵害することのないよう適切に行うこと。また、データの管理を徹底すること。
- (4) 写真撮影を行う際は、肖像権等、あらゆる権利関係に配慮し、取材先及び写真に写る人物に意図を説明し、了承を得ること（撮影対象が未成年者の場合は、その保護者に了承を得ること。）。
- (5) 取材及び撮影時に事故等が発生し、取材対象又は第三者に損害等を与えた場合には、誠意を持って当事者に対応するとともに、速やかに本市に報告すること。
- (6) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (7) 広告掲載業務の進捗状況について、本市に報告すること。
- (8) 制作過程における作業スケジュールの変更やレイアウトの変更等、当該業務の円滑な履行については、迅速、柔軟に対応すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、本市と協議の上で決定すること。